

うつのみや地産地消推進店 認定基準

事 項	
農産物直売所	<ul style="list-style-type: none"> 市内で農産物の生産活動を行う者が、3名以上共同で直売所を経営・運営していること。 売場面積が概ね10㎡以上であること。 1年の営業期間を通し、宇都宮市産農産物を20品目以上販売していること。
小売店 量販店	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1年を通し、宇都宮市産農産物を10品目以上販売していること。 ただし、「宇都宮牛」又は宇都宮市産豚肉もしくは宇都宮市産鶏卵を販売する店舗については、1品目の販売で対象とする。
飲食店 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1年を通し、宇都宮市産農産物を10品目以上使用し、料理等を提供していること。 ただし、主食として宇都宮市産米又は主菜として「宇都宮牛」又は宇都宮市産豚肉もしくは宇都宮市産鶏卵を提供する店舗については、1品目の使用で対象とする。
食品加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1年を通し、原材料に宇都宮市産農産物を使用した商品を5品以上製造し、宇都宮市内において販売していること。(イベント販売のみは不可) 宇都宮市産農産物を使用した商品の考案・製造を行うこと。
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 下記の宣誓項目について宣誓すること。
宣誓項目	
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に地産地消のPRに努めます。 推進会議が認定した内容をホームページや広報、報道機関等のメディアにより紹介し、また、紹介されることを承諾します。 推進会議が提供する啓発用資材やチラシの配布等を活用し、「地産地消」の啓発活動に努めます。 市税を滞納しないことを遵守します。 食品衛生法等の関係法令を遵守します。 	
農産物直売所	<ul style="list-style-type: none"> 商品又は売場において、農産物情報(生産地・生産者名)を提供します。 生産者全員が生産履歴の記帳に取り組みます。
小売店 量販店	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市産農産物を販売していることを店頭に表示に努めます。 第3日曜日又はその周辺の期日に「地産地消の日」キャンペーン等により宇都宮市産農産物のPRに努めます。
飲食店 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市産農産物を使用していることを店頭やメニューに表示に努めます。 宇都宮市産農産物を使用し、メニューの考案・提供に努めます。(期間限定可)
食品加工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市産農産物を使用していることを積極的にPRし、商品または売り場において表示に努めます。 宇都宮市産農産物を使用した商品の考案・製造を行います。